

# 令和6年度 個人住民税

問課税課 (内328)

## 個人住民税・森林環境税の納税通知書を発送

令和6年度個人住民税・森林環境税が課税になる方へ普通徴収(個人払い)の納税通知書を6月11日(火)に発送するため、課税(非課税)証明書を同日から発行します。

給与からの特別徴収となる方には、勤務先へ税額決定通知書を5月15日に発送したため、同証明書を同日から発行しています。

納税通知書が届いた方で、個人住民税の申告がお済みでない方は、所得控除の申告をすると税額が下がる場合があります。

税務署へ確定申告済みの場合は申告不要

### ●所得控除の種類

雑損/医療費/社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)/生命保険料/地震保険料/寡婦・ひとり親/勤労学生/障害者/配偶者/配偶者特別/扶養/寄附金

## 定額減税

令和6年度税制改正により、物価高騰による負担を軽減するため、一時的な措置として令和6年度分(一部、令和7年度分)個人住民税において、定額減税が実施されることとなりました。

令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方

※個人住民税が非課税の方、個人住民税均等割・森林環境税(国税)のみ課税の方を除く

☎1032202

### ●減税額

納税義務者の所得割の額から下記の合計額を控除します

- ・本人1万円
- ・控除対象配偶者または扶養親族(国外居住を除く)1人につき1万円  
(例)控除対象配偶者と扶養親族(子2人)がいる場合  
1万円(本人) + 1万円(控除対象配偶者) + 2万円(扶養親族2人) = 4万円

※定額減税の合計額がその方の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とします。  
控除対象配偶者を除く同一生計配偶者は令和7年度分の個人住民税で適用となります



## 消費者だより 消費生活相談室から

令和5年度

### こんな相談を受けました

#### ●SNS型投資詐欺

あの有名人の投資話なら信用できるはず…

誰もが知っている有名人のSNSに「投資のテクニックを教える」という内容の投稿があった。興味本位でリンクにアクセスすると、投資グループへの参加を促された。メッセージアプリで参加したら、有名人のアシスタントと名乗る男性が、日々投資に関する情報やアドバイスを提供してくれた。情報を信用し、指定された口座に投資に必要なお金を振り込んだが、スマートフォンの画面上では利益が出ているのに出金するためには高額な手数料がかかると言われ、できないでいる。

#### アドバイス

このケースは、著名人の写真を悪用した偽の広告からメッセージアプリに誘導し、投資目的の金銭をだまし取るSNS型投資詐欺と呼ばれる手口です。一度も対面することなく金銭をだまし取るのが特徴で、被害額も大きく深刻です。相談者には、証拠のためにメッセージアプリのやり取りを保存し、すぐに警察へ相談するよう勧めました。

令和5年度の相談件数は841件(前年度848件)で、ネット通販やSNS(\*)がきっかけのトラブルが多数ありました。

(\*)SNSとはソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネット上のコミュニティサイトのこと

#### ●新手的ネット通販トラブル

在庫不足で商品を買えず、返金してくれるはずが…

通販サイトでTシャツを購入し、指定された口座へ代金を振り込んだら、「入金を確認できたが在庫不足のため代金は返金する」とのメールがすぐに送られてきた。口座振込で返金されると思っていたら「払戻しは〇〇ペイで行う」と手続方法を指示された。指示どおり〇〇ペイに数字を入力したが「入金を確認できない」と言われ、複数回操作した結果、約10万円を送金していることが分かった。

#### アドバイス

ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、返金してもらはずがいつの間にか「送金」してしまっていたという新手的詐欺に関する相談です。一度送金をしてしまうとお金を取り戻すことは困難です。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください。



おかしいな、困ったなと思ったら  
**消費生活相談室(内224)**

☎月～金曜日(祝日を除く)9:30～12:00・13:00～15:30  
☎原則市内在住・在勤・在学・在活の方  
土日祝日は**消費者ホットライン ☎188**へ

